



西之表市告示第11号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更したいので、当該地域計画の案を告示し、次のように縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、西之表市に意見書を提出することができる。

令和8年3月10日

西之表市長 八板 俊輔



1 地域計画を変更する地区

榕城地区（榕城校区）、上西地区（上西校区）、国上地区（国上校区）、伊関地区（伊関校区）、安納地区（安納校区）、現和地区（現和校区）、安城・立山地区（安城校区）、古田・中割地区（古田校区）、住吉地区（住吉校区）、下西地区（下西校区）

2 縦覧場所

西之表市役所農林水産課及び農業委員会事務局

3 縦覧期間

自 令和8年3月10日
至 令和8年3月23日

4 意見書の提出

(1) 提出先

西之表市役所農林水産課

(2) 提出方法

直接持参、郵便、電子メールにて提出すること。電話での意見は受けない。

(3) 記載上の注意

- ① 住所、氏名、連絡先、意見書を提出する地区名を必ず記載すること。
- ② 意見の内容は、地域計画の案に対するものに限ること。